

# 「江別市市民参加条例(素案)」に対する意見募集の結果と市の考え方

## 平成27年2月 江別市企画政策部政策推進課

### ■意見の募集結果

募集期間	平成26年12月9日～平成27年1月9日
提出者数	4人
提出件数	33件

### ■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映しないもの
E	その他の意見

### ※特記事項

パブリックコメントの内容については、提出者の意見を出来るだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞や ご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

## 【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	第1条	<p>国の法律には、憲法に書いてあるからそちらを見るように書かれたものはないと思います。江別市自治基本条例は、江別市という自治体の憲法です。</p> <p>従って、江別市市民参加条例は自治基本条例に書かれていても、目的や定義をきちんと書くべきです。趣旨は目的とするべきです。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるための仕組みを定めることを目的とする。</p>	<p>市民参加条例は、「江別市自治基本条例」第24条第5項の規定に基づき、市民参加に必要な事項を定めるための条例であり、改めて条例制定の目的を規定する必要性が低いと見做すため、本条は趣旨規定としています。</p>	D
2	第2条	<p>国の法律には、憲法に書いてあるからそちらを見るように書かれたものはないと思います。江別市自治基本条例は、江別市という自治体の憲法です。</p> <p>従って、江別市市民参加条例は自治基本条例に書かれていても、目的や定義をきちんと書くべきです。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学者又は市内で事業活動をその他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>(2) 市 議会及び市長等をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 附属機関等 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、関係団体、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会をいう。</p> <p>(5) 市民参加 市の政策等における課題の発見、立案、実施、評価等の各段階において市民が意見を述べたり、提案をすることをいう。</p>	<p>「江別市自治基本条例」において定義している用語のうち、市民参加条例にも使用する用語については、「江別市自治基本条例」と同様の意義であることを明記した表記への変更を検討します。</p>	A
3	第2条第2項第3号	<p>附属機関の定義について、地方自治法により設置する附属機関と市長が必要に応じ設置する委員会・協議会等の区分を明確にするため、条文の「設置する附属機関」と「その他市民、」間に接続詞を加え「設置する附属機関とその他市民、」としたほうがわかりやすい。</p>	<p>一般に法令の規定では、「その他」の前に掲げる記述と「その他」以下に掲げる記述が並列になっている場合は、間に接続詞を設けないことが通例であるため、本条はこれに倣った記述としています。</p>	D

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
4	第3条第1項	必要に応じて、また、要請があれば託児をつける配慮を講じてください。現状では、子育て中の市民にとって、参加の保障が不十分です。	市民参加の実施における、検討事項とさせていただきます。	E
5	第3条第3項	※以下のように書くべき 3 市民参加は、市長等が市政情報を市民に積極的に公開することにより、はじめて成り立つものである。	「江別市自治基本条例」第21条の規定に沿って、条例素案から記載の一部変更を検討します。	C
6	第4条	行政の透明性、信頼性を高めるため、安城市第6条の3、苫小牧市第6条の2と同趣旨の条文を加えてください。 また、第4項として「想定外」の事項にも対応するため。安城市第6条の4、江南市第3条の3と同主旨の条文を加えてください。	市民参加の手続きを行わなかったことの公表については、市民参加の対象とする事項のうち、例外的に市民参加の対象としなかったものについて、第12条の規定に基づく運用状況として公表することとしています。 また、条例に定めのない事項への市民参加を求める努力規定については、本条が市民参加の対象を明示するために定める規定であることから、置いていません。	C
7	第4条第1項	解説文で、金銭の賦課徴収に関する条例は、直接請求の規定においても、負担が軽くなることのみをもって賛成が得られやすいものであり、その結果が財政に与える影響について十分な検討がされないままに、容易に請求が成立しやすいなどの理由によるものとして地方自治法では対象外としていますが、自治法上はそのような解釈はしておらず、対象とすることに問題はないと考えられます。分担金、使用料、及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正又は廃止を加えるべきです。（近隣では北広島市は対象としていますし、他自治体においても実施しています。）市民にとって大変関心のある事項にこそ市として、多様な意見を聞く機会をもつべきです。住民自治、受益と負担のバランス、情報提供、説明責任といった観点から市民参加の対象とし、市として取り組もうとする考え方を示し様々な市民意見を聞くという姿勢が重要です。えべつ未来づくりビジョンや自治基本条例における策定趣旨に鑑みれば、地方自治法第74条第1項において住民の直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求の対象から除外されていることを理由とするのではなく、むしろ行政として積極的に取り組むことが強く求められます。 市民にとって税金がどのように使われるのか、使われようとしているのか知ることには大変重要であることから、当初予算の作成過程への参加についても加えてください。	「地方自治法」では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、“地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの”については対象外としており、このことは、金銭の賦課徴収に関する条例は、直接請求の規定においても、負担が軽くなることのみをもって賛成が得られやすいものであり、その結果が財政に与える影響について十分な検討がされないままに容易に請求が成立しやすいなどの理由によるものと考えられます。 本条では、「地方自治法」の例に倣い“市税の賦課徴収その他金銭の徴収”については、市民参加の対象外としています。 また、当初予算の作成過程への市民参加については、平成22年度より、パブリックコメント手続を実施しているところであり、本条では予算編成の前提となる計画や制度を対象としています。	D

## 【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
8	第4条第1項第4号	市民参加の対象について、市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃に限定するのではなく制度運営やその評価等についても市民参加が必要である。現に制度の運営、評価に市民参加が行われていることから条文に追加すべきである。	制度運営や評価については、本条に規定する“市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃”に含まれるものとしています。	B
9	第4条第1項第4号	ここでは、(4)の具体的なケースを書くべきです。例えば、(4)事業予算規模が50億以上の事業を行うケース、(5)市の出資が500万以上のケース(苫小牧第5条5)	本条の規定については、予算規模等で一律に判断することはふさわしくなく、市民に負担を求める場合など、内容に応じて個別に判断する必要が求められることから、“市民生活に大きな影響を及ぼす制度”としています。	C
10	第5条	ワークショップやアンケートは市民参加の方法ではないと思いますので、削除すべきです。説明会の一つの方法と位置付けるべき。(市民参加手続きの実施) 苫小牧の条例が良くできています。  第5条 (市民参加の方法) (1) 附属機関の設置 (2) 市民意見提出手続き (3) 市民説明会の開催 計画段階での説明会も必要 (4) 公聴会の開催	ワークショップは、市民が、施策や事業等について、議論など通じて課題を抽出し、一定の合意形成を図るため、また、アンケートについては、多くの市民の意向等の把握のため、いずれも市民参加の有効な手法として実施してきたところであり、これまでの実績を踏まえ、本条に規定しています。	D
11	第5条第1項第4号	ワークショップの開催について、公開で行うことを明記してください。この度の条例制定過程におけるワークショップの開催が非公開であることの理由について事前説明もなく、また、非公開で実施されたことは問題と考えます。すべてのワークショップについて公開されるべきです。	条例素案第10条において、“ワークショップを開催するときは、あらかじめ開催日時、開催場所、開催趣旨等を公開するもの”と規定しています。	B
12	第7条第1項	「公募等により選考された市民を含めるものとする。」は、消極的で「公募等」の定義があいまいになるばかりでなく、「選任に含める」では市長等の恣意性が高くなる恐れが大きい。その構成の相当部分を公募で選ばれた市民とすることが選任にあたる市長等の義務で重要な配慮事項であることを条例で明確にすべきである。また、公募市民を選任することを原則とし、公募の委員を選任できない事態は例外的、限定的なものであることを明示すべきである。	本条では、附属機関等の委員は、法令(条例を含む。)により委員構成を定められている場合や、個人情報を扱うなどのやむを得ない事由がある場合を除き、公募等を行うものとしています。	C

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
13	第7条第1項	<p>※以下のように書くべき</p> <p>(付属機関等)</p> <p>第7条 市長等は、付属機関の委員の選任に当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募に応じた者を委員として加えなければならない。</p> <p>尚、委員の人数は市民委員を多くするべきです。学識経験者は2名、団体推薦は3名とし、あとは市民委員としてはどうでしょうか。</p> <p>これからの時代は、人口減少が進む中で地域をどう再生するかが、最大のテーマです。住民が自分たちで考え、実行する以外に解決策はないと思います。</p>	<p>付属機関等は、その役割や審議内容が多様であり、また、新たな課題への対応等のため、適宜設置が検討されます。</p> <p>このため、委員構成及び人数は、個々の付属機関等の役割や審議内容に応じて、個別に判断されるもので、一律に定数を定めることは適当でないため、付属機関等の委員は、法令（条例を含む。）により委員構成を定められている場合や、個人情報扱うなどのやむを得ない事由がある場合を除き、公募等を行うものとしています。</p>	D
14	第7条第1項	<p>公募の委員を選出しないことについて、やむを得ない事由があるときはこの限りではないとしていますが、こうした場合には公募しない理由を付属機関ごとに明記すべきです。</p>	<p>付属機関等は、その役割や審議内容が多様であり、また、新たな課題への対応等のため、適宜設置が検討されます。</p> <p>このため、多様な付属機関等にかかる公募しない理由を、網羅的に列記することは困難であるため、本条では、公募の委員を選出しないことについて、やむを得ない事由があるときはこの限りではないとしています。</p> <p>なお、付属機関が公募委員を選任しない理由を公表することについては、運用における参考とさせていただきます。</p>	C
15	第7条第2項	<p>新しい市民の参加を促進し、審議会等そのものを活性化するためには、できるだけ市民公募により選考することが大切であることから、法令や設置目的等に支障がない限り、「市民の多様な意見が反映されるよう」の前に「できるだけ公募により選考するものとする。」としてください。</p> <p>本市の付属機関等の女性委員の割合は、近隣自治体に比べ低く改善されていません。</p> <p>札幌市では、達成してはませんが40%と数値目標を掲げています。具体的な数値を目指し、努力しなければ女性の登用はすすみません。是非、取り組んでください。</p>	<p>本条では、付属機関等の委員は、法令（条例を含む。）により委員構成を定められている場合や、個人情報扱うなどのやむを得ない事由がある場合を除き、公募等を行うものとしています。</p> <p>女性委員の登用については、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の規定により、男女のいずれか一方が委員総数の4割未満とならないよう努めることとしています。</p>	B

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
16	第7条 第2項	<p>選任したい委員を限定的に列挙することは、市民の参加意欲を阻害するもので、積極的な参加意識と正当な意見や知見を持ち、活動している有意な市民を排除しかねないものであり、市長等の選任の恣意的な選任に条例で根拠を付与するものになりかねないので、選任したい委員の限定的列挙は削除し、「委員の選任には市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。」にとどめるべきである。</p> <p>これまでの附属機関等の公募委員に応募し、落選とされた理由を問いただした多くの経験から列挙されているような事項を理由として落選にしたと回答されており、この条項をもってさらに公正な公募委員の選任が行われるようになることは期待できない。市民公募委員等の公正な選任と非選任の場合に納得できる説明を請求できる措置と市長等の説明責任を定めるべきである。</p> <p>さらに、列挙されているような事項で公募委員と団体等に推薦を依頼するものとの間に年齢、委員在期数、他の附属機関委員との兼職などで選任にあたり大きな格差があり、公募に応募した市民にだけ適用されている。列挙するような規制は公募委員ではなく、むしろ市長等が打診し推薦を依頼する委員にこそ必要な規制である。附属機関等の委員等の選任の実態をしっかりと分析して、その改善策が条例に盛り込まれなければならない。</p> <p>また、列挙された事項は第3条の「市民に等しくその機会が保障されることにより行われるものとする。」基本原則の機会保障を否定するものであり、上位条例である江別市自治基本条例第24条第3項の市民参加において、性別、年齢によって不当に不利益を受けないよう配慮するとされている規定の趣旨に反するものである。</p> <p>さらに、別に定められている要綱で附属機関等の公募委員を70歳以下とする年齢制限と他の附属兼職を3以内とする制限があるが、この要綱自体自治基本条例に反するものであり、市民参加条例制定に先だって廃止されるべきものである。</p>	<p>附属機関等の委員の選任にあたっては、幅広い層からの意見を求める機会を確保するとともに、特定の意見に偏らないようにするため、本条では、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員との兼職状況等の事情を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとしています。</p> <p>また、本条の規定は、公募や団体推薦の区別によらず、附属機関等の委員の選任全般に適用されるものです。</p> <p>さらに、附属機関等の委員の委嘱は、執行機関の裁量に委ねられるもので、権利義務に関わるものではないほか、この条例の制定趣旨は、あくまで市民参加の手続きや手法を明文化することにあるため、条文中に委嘱しない理由の説明等を規定することは、適当ではないものと考えます。</p> <p>なお、市民参加条例の施行にあたり必要となる規則等につきましては、条例制定後、施行されるまでに検討するものとします。</p>	D
17	第8条 第2項	<p>附属機関の会議の開催については、事前に公表されていますが、全庁的な統一が図られていません。日々、多忙な市民にとって日時の公表は、早い段階において（決定次第）公表すべきです。また、事前申し込みが必要な会議とそうでない会議にどのような意味・相違があるのか市民には理解しにくい状況です。札幌市では、事前申し込みなく参加することができますし、途中入退室も可能です。参加しやすい体制づくりに努めるべきです。</p>	<p>本条では、附属機関等の会議を開催しようとするときは、日時等を事前にホームページ等で公表することとしています。</p> <p>また、条例の運用にあたっては、公表方法を含め、傍聴者がより参加しやすくなる対応に努めます。</p>	C

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
18	第9条	<p>市民参加で最も多いのがパブリックコメントであるが、ほとんどの部署で意見提出のための照会や質問に回答せず、重要な意見であっても市長等が聞きたい事項でなければ除外したり、すべてのパブリックコメントにおいて意見提出者への回答や説明は行わず、市長等の一方的に市の考え方のみを公表している。パブリックコメントによる市民参加への対応として極めて不適切と言わざるを得ない。</p> <p>条例では意見等提出者の照会権、反論権、回答を求める権利を定め、同時に意見等に対する市長等の説明責任を定めるものでなければならない。現状のような形骸化したパブリックコメントでは、真の市民参加とは言い難く、市民参加がさらに後退することが危惧される。多くのパブリックコメントが実施されているにもかかわらず、市民の参加が少数で限られていることから明らかである。この事態を直視して、条例制定を期に多くの市民が積極的に参加するパブリックコメントに改善される規定にすべきである。</p>	<p>パブリックコメントは、政策等の立案から決定に至る過程を公開し、市民の意見等を市政に反映させるために実施するものです。</p> <p>パブリックコメントで提出いただいた意見は、市が意思決定を行ううえで、賛成・反対の多寡による判断を求めるためのものではなく、多数意見も少数意見も一意として、同様に考慮することとしています。</p> <p>このため、本条では、意見提出者への照会等の規定は設けず、提出された意見等とこれに対する市の考え方を併せて公表することとしています。</p>	B
19	第9条第1項第1号	<p>対象事項の案及び資料について、案件によっては募集するテーマの専門性が高く難しい場合があり、市民は意見が出しづらいことがあるかと考えます。この手法を採用する際は、意見を募集する相手が一般の市民であることに十分配慮し、資料の内容について一般市民が読む立場で、場合によっては図や絵などを用いて説明するなど、分かり易く記載するように努めるべきです。</p>	<p>パブリックコメントの実施にあたっては、分かりやすい案件名や資料を添付するなど、周知面の工夫に努めます。</p>	C
20	第10条	<p>江南市第12条の2のように「ワークショップは公開する」規定を加えてください。昨年8月に「市民参加を円滑にすすめるためのワークショップ」は、非公開でした。</p>	<p>本条では、“ワークショップを開催する場合は、あらかじめ開催日時、開催場所、開催趣旨等を公開する”こととしています。</p>	B
21	第10条	<p>原案のワークショップを公聴会とする</p>	<p>ワークショップは、市民が施策、事業等について議論など通じて課題を抽出し、一定の合意形成を図ることを目的とするもので、市民参加の有効な手法として、本条に規定しています。</p> <p>また、公聴会については、条例素案第10条に規定する市民説明会に含まれるものと考えます。</p>	D

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
22	第11条	アンケートは市民意見の提出ではないので削除。	アンケートは、多くの市民の意向を把握することを目的とし、市民参加の有効な手法として、本条に規定しています。	D
23	第13条	市民参加条例制定後は、施行規則は例規類集にも収録され公開されますが、法令ではないマニュアルについても当然市民に公開されるのでしょうか？ 札幌市では、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」19頁と同解説書85頁を市役所2階情報公開コーナーで閲覧、コピーも出来ますし、北広島市も市民参加条例解説書39頁と市民参加手続運用マニュアル25頁を公開しています。 本条に基づき規則、マニュアルの制定、改廃については、設置を提案している市民参加推進会議の審議事項としてください。	市民参加条例に関連するマニュアルの公開については、現在、市ホームページで公開している「江別市パブリックコメント（意見公募）手続要綱」の例等を基に、今後の対応について検討します。	E
24	第13条	現行の要綱（審議会等の選任に関する要綱、パブリックコメント手続要綱）を整理し、この度の意見公募や制定員会での議論をふまえた上で、今後、規則で決めていくと理解してよいのでしょうか。	本条に規定する、市民参加条例の施行規則等については、制定後の市民参加条例、条例検討過程における附属機関等での議論、パブリックコメントの結果等を踏まえ、定める予定です。	B

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況																																								
25	市民参加推進会議の設置	<p>「江別市市民参加推進会議の設置」を第14条として提案します。 市民参加の進捗状況を図る指標のひとつである「審議会等委員の女性登用率」の過去10年間の実績は表1のとおりです。また、平成26年直近時の「公募委員の入っている審議会等の数」を女性登用率を近隣と比較したのが表2です。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22.2%</td> <td>22.4%</td> <td>23.8%</td> <td>22.8%</td> <td>24.3%</td> <td>23.0%</td> <td>25.0%</td> <td>24.0%</td> <td>25.3%</td> <td>24.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>審議会等の全件数</th> <th>内公募枠のあるもの</th> <th>委員の女性登用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江別市</td> <td>54</td> <td>12</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>48</td> <td>17</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td>石狩市</td> <td>46</td> <td>30</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>90</td> <td>26</td> <td>32.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの数値は条例や計画を作っただけでは、成果は得られないことを示しています。 昨年末、市議会の一般質問で、議員から「市民参加を持続的に推進し、実行性のあるものにする」ため市民参加推進会議の設置を提案されていますが、私も大賛成です。北広島市第15条の考え方を参考に条文案を作ってください。 私案ですが、例えば3月毎に具体的な施策の実行性チェックとか、協議・助言を行い、近隣市と比較してトップクラスの成果をあげられ、それが継続できる見通しがたった時は、この会議は廃止してもよいと考えますので、自治基本条例第29条のように4年に1度の検討組織とは全く別のものです。</p>	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	22.2%	22.4%	23.8%	22.8%	24.3%	23.0%	25.0%	24.0%	25.3%	24.7%		審議会等の全件数	内公募枠のあるもの	委員の女性登用率	江別市	54	12	24.7%	北広島市	48	17	27.6%	石狩市	46	30	31.3%	札幌市	90	26	32.9%	<p>市民参加条例は、「江別市自治基本条例」の規定に基づき、市民参加の具体的な手続きについて定める条例であり、一方、「江別市自治基本条例」では、時代の要請や社会情勢の変化に対応するために、4年を超えない期間ごとに、条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討し、必要な場合は、見直しを行うこととしています。 このことから、市民参加条例の運用状況や条例の見直しは、自治基本条例と一体的に検討することがふさわしいと考え、条例素案では、附属機関を設ける規定を置いていません。 なお、素案第12条の規定により市民参加の状況を毎年度公表することで、市民のチェックを受ける仕組みとしています。</p>	D
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																			
22.2%	22.4%	23.8%	22.8%	24.3%	23.0%	25.0%	24.0%	25.3%	24.7%																																			
	審議会等の全件数	内公募枠のあるもの	委員の女性登用率																																									
江別市	54	12	24.7%																																									
北広島市	48	17	27.6%																																									
石狩市	46	30	31.3%																																									
札幌市	90	26	32.9%																																									
26	市民参加推進会議の設置	<p>北広島市では市民参加推進会議の規定を設けています。 時間があれば、同時に検討されるべきだと思います。</p>																																										
27	市民参加推進会議の設置	<p>行政に対し意見を持っていても伝え方がわからない多くの市民の存在を認識し、効果的に市民の声を聴く手法を検討する必要があります。市民の声をできるだけ行政に反映させ、市民参加の制度をより良い内容としていくための改善策を検討する役割をもった会議の設置が不可欠であることから、条例に盛り込むべきです。 第12条では、市民参加の状況の公表するものとしていますが、公表とともに適正に運用されているかについて把握できるよう必要な情報や資料を提供し、附属機関等の開催状況について検討してください。</p>																																										

## 【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
28	市民政策提案制度	市民参加の方法は、市長等が市民に働きかけるもので、市民は受け身ですが、市民が能動的に市長等に働きかけるものとして、「市民政策提案」を加えるよう提案します。 これは、自治基本条例第21条第2項を補完するものでもあります。 第12条「市民政策提案」は、江南市第14条、苫小牧市第17条の条文を参考に策定してください。	条例素案では、これまで、市が「江別市自治基本条例」の基本理念に基づき、市政への市民参加を推進するために整備してきた制度を基本としています。 政策提案制度については、現状において、有効に活用されるための具体的な制度が確立されていないという課題があるため、政策提案制度に関する規定は置いていません。	D
29	市民政策提案制度	これは市民側が自主的に市長等に対し、10人以上の連署で具体的に意見を提案し、検討を求める制度です。 北広島が参加条例で採用しています。是非検討をお願いします。		
30	広聴又は市民の声	市民参加の方法は、市長等が市民に働きかけるもので、市民は受け身ですが、市民が能動的に市長等に働きかけるものとして、「広聴又は市民の声」を加えるよう提案します。 これは、自治基本条例第21条第2項を補完するものでもあります。 第13条「広聴又は市民の声」は、安城市第15条、北広島市第13条の条文を参考に策定してください。 江別市では、自治基本条例制定以前から実施してきたもので、私の知る範囲でも、平成15年8月・えぼあほーるのロビー開放等、平成22年3月・市議会各委員会宛資料提出の情報図書館での提供などの実例があります。	「広聴又は市民の声」につきましては、市民からの市政への要望や陳情等を広く受け付ける広聴制度として運用されており、条例化は検討しておりません。	D
31	意見募集について	単なる賛成や反対の意見を聞くものではないとしているが、賛否の意見も市民の重要な意思表示である。パブリックコメントにおいて条例制定の是非についても市民の意向を聞くべきである。パブリックコメントでなぜ条例への賛否、必要性について市民の意見を聞こうとしないのか理解できない。条例は市長が提出し議会が賛否を議決すればよいので、条例の可否を市民に問う必要がないと考えるのであれ、誰のための市民参加条例かを問われるものである。 また、このパブリックコメントの提出期限が1月9日であるが、それ以前の1月6日に江別市民参加条例検討委員会が開催され、条例案の最終検討が行われるようであるが、市民から寄せられたパブリックコメントの意見と市の考え方が当該委員会においても検討される必要がある。検討委員会においても市民の意見の妥当性が論議されるべきものでないか。 以上の2点について条例の内容と関係ないとしてこのパブリックコメントに寄せられた意見等に対し市の考えがしめされないことがあってはならない。	パブリックコメントは、政策等の立案から決定に至る過程を公開し、市民の意見等を市政に反映させるために実施するもので、提出いただいた意見は、市が意思決定を行ううえで、賛成・反対の多寡による判断を求めるものではなく、多数意見も少数意見も一意見として、同様に考慮することとしています。 このことに基づき、この度の「江別市市民参加条例素案に対するパブリックコメント」を実施しています。 また、ここで提出いただいた意見につきましては、「江別市市民参加条例制定委員会」における議論の参考として、資料提供させていただきました。	D
32	意見募集について	本来であれば案について市民へ説明する機会をもつべきであると考えますが、開催されずにパブリックコメントが実施されたことは誠に残念です。市民にとっては的確に条例の部分指摘することが難しく、また、理解しにくい部分があることを制定委員会、及び行政におかれましては、十分に考慮し、意見として受け止めていただきますよう要望いたします。	この度の「江別市市民参加条例素案に対するパブリックコメント」につきましては、現在、市が行うパブリックコメントに関する標準的なルールを定めた、「江別市パブリックコメント（意見公募）手続要綱」に基づき実施しております。	E

【江別市市民参加条例素案に関するご意見一覧】

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
33	その他	自治基本条例に規定されている住民投票条例の制定も急ぐべきです。	住民投票条例は、「江別市自治基本条例」第26条第3項の規定により“それぞれの事案に応じ、別に条例で定める”とされています。	E